

● 水質関係 対象施設

選任区分

対象施設	工場・事業場の種類	規模	選任可能な資格					
			法律				公害防止主任管理者	水質関係
			水質関係					
			第1種	第2種	第3種	第4種		
表5	有害物質を排出する汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ 以上	●					
		特定地下浸透水を浸透させている、あるいは、排出水量 1万m ³ 未満	●	●				
表6	有害物質を排出しない汚水等排出施設を設置している工場	排出水量 1万m ³ 以上 (注1)	●		●			
		排出水量 1千m ³ 以上1万m ³ 未満 (注1)	●	●	●	●		
表1 表2 表5 表6	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置している工場	排出ガス量4万m ³ 以上かつ、排出水量1万m ³ 以上 (注2)	▲ (注4)		▲ (注4)		●	
表5 表6	水質汚濁防止法施行令別表第1(同表第1号、第72号及び第73号を除く。)に掲げる施設を設置している工場又は事業場	排出水量 300m ³ 以上 (注3)	●	●	●	●	●	●

- (注1) 水質関係有害物質排出施設が設置されていない工場で、排出水量が1日当たり1千m³未満のものは、法の対象になりません。(300m³以上であれば条例の対象となります。)
- (注2) 公害防止主任管理者の選任について、以下の場合は免除されます。
- ・ばい煙発生施設及び当該ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設について、同一人が公害防止管理者として選任される場合
 - ・ばい煙発生施設において発生するばい煙の処理工程と汚水等排出施設から排出される汚水若しくは廃液の処理工程が互いに独立している場合
- (注3) 水質関係第1種から第4種の公害防止管理者選任対象工場を除きます。
- (注4) この資格と合わせて、第1種あるいは第3種の大気関係公害防止管理者資格を有している場合に選任可能です。

- 有害物質 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質
- 汚水等排出施設 水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設
- 排出水量 1日当たりの平均的な公共用水域への排出水の量
- 特定地下浸透水 地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの